明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

九　令和六年厚生労働省令第百十九号附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）による被保険者証に関する事務

第二十条の二　法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

十一　私立学校教職員共済法による資格確認書、資格情報通知書、加入者資格証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

［十二・十三　略］

十四　私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）による加入者証又は加入者被扶養者証に関する事務

第二十三条の二の二　法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　国家公務員共済組合法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

［十　略］

十一　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の国家公務員共済組合法施行規則による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務

第二十四条　法別表四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

［三～八　略］

九　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務

第三十条の三　法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～九　略］

十　地方公務員等共済組合法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

［新設］

第二十条の二　［同上］

［一～十　同上］

十一　私立学校教職員共済法による加入者証、加入者資格証、加入者被扶養者証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

［十二・十三　同上］

［新設］

第二十三条の二の二　［同上］

［一～八　同上］

九　国家公務員共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

［十　同上］

［新設］

第二十四条　［同上］

［一　同上］

二　国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

［三～八　同上］

［新設］

第三十条の三　［同上］

［一～九　同上］

十　地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務